

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年2月10日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 令和7年2月4日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年2月4日からの大雪にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雪にかかる災害等に関し、新潟県内及び福島県内に災害救助法が適用されたことを受け、まず、関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を新潟県内の関係金融機関等に発出した。また、本日、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を福島県内の関係金融機関等に発出する予定である。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

2. スタートアップ向けの支援の状況について

- 各主要行等においては、スタートアップ向けの支援の状況の調査に御協力いただいた。その結果、各金融機関では、積極的な支援の実施や今後の検討を進められていることが確認できた。
- スタートアップ向け融資については、審査態勢やノウハウ等の向上に努めている金融機関もあると承知しており、本調査の結果、例えば、
 - ・OJT や社内公募、積極的な外部人材登用、報酬制度の見直し等により人材育成・確保している事例
 - ・審査時における定性面の重視、スタートアップ特有の評価シート・チェックリストの作成事例や、通常融資と異なる形で期中管理・資料徴求を行っている事例

など、各金融機関の実態やスタートアップの特性等を踏まえ、各金融機関で創意工夫して対応・検討している状況が見受けられた。

- 各金融機関からは、スタートアップからの資金需要は旺盛との回答が多く見受けられており、引き続き、スタートアップに寄り添ったきめ細かな支援をお願いしたい。

3. 全銀協勉強会「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」について

- 全銀協に事務局を務めていただいている「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」について、各主要行にも委員として御参加いただいた。
- 勉強会では、これまで4回にわたり、企業価値担保権の活用場面や、引当を含む会計上の論点等、企業価値担保権を活用した融資における実務上の論点について議論が行われてきた。
- こうした論点は、3月公表（予定）の勉強会報告書において取りまとめられる予定であると承知しており、報告書の取りまとめに向け、引き続き積極的な議論をお願いしたい。

4. 信用リスク管理について

- 主要行の役割は、国民の生活資金や余裕資金を預金として受け入れるとともに、金融仲介機能を発揮し、融資先の企業価値の向上を通じて、わが国経済の発展に貢献することである。
主要行が質の高い金融仲介機能を持続的に発揮するためには、財務の健全性やリスク管理の適切性を維持する必要がある、その前提となるのが融資規律である。

粉飾決算への対応に係る態勢について

- 現在、金融庁では、近時の粉飾事案を踏まえ、フロント部署や審査部署、リスク管理部署、内部監査部署がそれぞれの役割を果たしているかなど、各銀行における融資規律の確立に向けた組織全体の取組状況をモニタリングしている。
- その結果、
 - ・ 融資先の実態を把握するための必要な取組である資金トレースや実査を怠ったことで粉飾や不正行為を見逃した事案、
 - ・ 長年にわたり、融資先の代表者や実権者と面談せず、結果として融資先

のガバナンス不全を見落としていた事案など、

フロント部署や審査部署などが基本動作を怠っていたといわざるを得ない事案も認められている（参考）。銀行においては、組織内に健全なリスクカルチャーを構築し、日頃から健全な猜疑心と職業的懐疑心を持って融資先の実態把握に努める必要がある。

（参考）過去の粉飾企業で共通する特徴

- ・ 営業店において粉飾企業の収益ウェイトが高い、同業他社と比較して業況・経営体質が極めて良好、時代の最先端の業種であるといった状況の中、金融機関における実態把握の取組が形骸化
- ・ 融資先企業の実権者と会えない/（大会社の場合）補佐役がない、（会社法上の大会社の場合）会計監査人監査を実施せず、会計監査人が理由もなく頻繁に交代
- ・ 金融機関が実態把握を行うための財務情報（試算表や銀行借入明細の開示が遅い、勘定科目明細や税務申告書の提出を拒む）や経営情報（貸出シェアが高い一方で預金シェアは不相应に低い）の開示に消極的
- ・ 実態把握に繋がる提案に対して消極的（合理的な理由なく、シンジケートローンや保証協会の利用を拒否）

5. 金融機関の金融犯罪対策に係るチラシの作成について

- 金融庁は、2024年8月に、警察庁と連名で口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文を発出した。当該要請文の中では、口座売買が犯罪であることの顧客への周知や、検知した取引に係る顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化を求めている。
- 金融機関がこのような対策を実施するに当たっては、顧客と接する金融機関の現場の取組が極めて重要となると同時に、顧客の理解・協力も必要となる。こうした取組について顧客である国民の理解・協力を求め、金融機関の現場の取組を支援するため、警察庁と連携してチラシを作成した。
- 具体的には、①口座の売買やレンタルが違法であることと、②金融機関が取引の背景事情を伺う場合や、取引の謝絶や警察への連絡を行う場合があることを内容とする2種類のチラシを作成している。
- 各金融機関においても、顧客への説明に際し、必要に応じて当チラシを活用していただきたい。

6. 貸出明細データを用いた債務者区分及び住宅ローン等に係るデータ分析事例の公表について

- 2025年1月21日に、共同データプラットフォームで提出を受けた高粒度データを分析した『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2025.1) vol.2』を公表した。
- 「共通貸出先に対する債務者区分の付与状況に関する分析」では、地域銀行の貸出先について、企業の財務内容や規模、業種による影響を取り除いたとしても圏外向け（越境）貸出や大手行が債権者に含まれる先への貸出で、正常先確率が高くなっていることが示唆された。
- 「地域銀行の住宅ローンに関する実態把握」では、地域銀行の住宅ローンについて、債権一件当たりの実行金額や貸出期間が増加傾向であること等が確認された。
- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握や分析に取り組んでいく。

7. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な御意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025年で10年目を迎える。
- 2024年（1月～12月）は42件の御意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定などに関する御意見について、金融庁の対応を公表した。
- 金融庁としては、受け付けた御意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいので、本金融行政モニター制度を全国銀行協会（全銀協）傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直な御意見をお寄せいただきたい。

8. プリヘッジに関するIOSCO 市中協議文書について

- プリヘッジに関する市中協議文書が 2024 年 11 月 21 日に証券監督者国際機構（IOSCO）から公表された。この市中協議文書は、プリヘッジの定義、及び、プリヘッジが許容される場面やコンダクト・リスク管理に関し規制当局に指針を示す勧告を提案している。プリヘッジの定義に関しては、ディーラーが、顧客の見込取引に係る情報を得てから、取引正式合意前までの間に、自己勘定でリスク管理を行う取引としている。コンダクト・リスク管理に関しては、適切な規程と手続の整備、ディーラーのプリヘッジ実務に係る明確な開示、顧客からの事前同意取得等を勧告している。銀行の業務運営に影響を及ぼしうるので、各金融機関及び全銀協においても、その内容について御検討いただきたい。

（以 上）